

税

家屋を取り壊したときは
届出をしてください！

家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課税されます。

家屋を取り壊した場合は、必ず年内に届出を行ってください。届出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。

※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届出不要

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

パート収入と税

◆パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割（4500円）が課税されます。

また、年収が100万円以上の方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円を超えると、所得税も課税されます。

◆配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある夫の妻がパートで働く場合、妻のパートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）』が受けられます。

また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、141万円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けることはできません。

また、夫の合計所得が100万円を超える年には、配偶者特別控除を受けることができません。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

豊橋税務署からの
おしらせ

◆年末調整説明会

平成23年分の源泉所得税の年末調整説明会を開催します。

▼対象 法人・個人の青色申告をされる方および白色申告をされる方

▼日時 11月15日（火）午後1時30分～3時30分 ▼場所 田原文化会館多目的ホール

◆青色申告決算説明会

平成23年分の青色申告決算説明会

を開催します。

▼対象 青色申告をされる方 ▼日時 12月1日（木）午後1時30分～3時30分 ▼場所 田原文化会館多目的ホール ▼内容 記載方法の説明 ▼その他 青色申告書、収支内訳書などの用紙は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）からダウンロードできます。申告書の提出はe-Taxをご利用ください。

※詳しくは直接税務署へお問い合わせください。

◆相続などに係る生命保険契約など
に基づく年金

相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。

この取り扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。

※詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。直接税務署へお問い合わせください。

◆税務署へのご相談

納税者の皆さんからの電話による国税に関するご質問・ご相談は、国税局「電話相談センター」で受け付けています。税務署の代表電話の受付は自動音声で案内しています。具

体的な操作方法は、音声案内に従ってください。

また、税務署での面接相談は事前予約制です。あらかじめお電話でご予約ください。なお、税金の納付相談については、事前の予約は必要ありません。

▼豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）
☎（0532）52局6201

個人事業税第二期分の
納税をお忘れなく！

個人事業税の第二期分の納期限は、11月30日（水）です。11月中旬に納税通知書をお送りします。

最寄の金融機関、コンビニエンスストア（納付書の納付金額が30万円以下のもの）または県税事務所でお付してください。

また、Pay-easyに対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。

（ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関などの窓口で納付してください。）※口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高をご確認ください。

▼東三河県事務所
☎（0532）54局5111